



なぜ今「海洋基本法」なのか

学生（以下「S」）：前回の先生のお話で日本は海洋国家ということにはよくわかりました。でも、どうして今まで海に関する基本法がなかったのでしょうか？

先生（以下「T」）：これまでは海に関する施策は個別法に基づいてやってきたんだ。例えば日本には海に関係のある法律として、海岸法、港湾法、漁業法、自然公園法などの法律があることは知っているね。これらに基づいて、各省庁や自治体が担当範囲内しか考えずにいわゆる縦割り行政を行ってきたのが実態だ。つまり、海を国全体の視点で総合的に管理するという視点が欠けていたんだよ。

S：日本は海洋政策に関しては決して先進国ではなかったということですね。他の国はどうなんでしょう？

T：国際的には「国連海洋法条約」というのがあって、海に関するさまざまな定義や加盟国に対する義務などが定められている。我が国は海と非常に深い関わりを持ち、技術的にも高いポテンシャルがあるにもかかわらず、この条約に基づいた国内法は十分に整備されていなかった。世界的に見ても、しっかりとした戦略を持って海洋の開発に取り組んでいる国はいくつもある。そういう意味では日本は遅れていたと言わざるを得ないかもしれないね。

S：そういえば、東シナ海のカス田開発に関する権益の問題などもニュースになりましたね。海洋の役割が地球温暖化問題にとって非常に重要なことも習いました。

T：地球環境、国家権益、沿岸域管理の問題など、従来の法制度の枠組みでは対応が難しいものが顕

在化してきたということだね。

S：現在日本は食糧・資源・エネルギーの多くを海外に依存しているので、昨今の食糧や石油価格の高騰にとっても不安を感じます。

T：これまでは経済力にまかせて足りないものは外国から買ってくればよかったけど、これからはそう簡単にはいかなくなるだろう。そう考えると、国民生活の安心のためにも海洋を賢く利用することはとても重要で、その際に海洋基本法は重要なよりどころになるはずだ。

「海洋基本法」が目指すもの

S：とても重要な法律であることがわかったので、条文を読んでみました。第一条に目的が書いてあるけどずいぶん長い文章ですね（補参照）。

T：ここは他の基本法に比べてもかなり具体的な記述になっていて「新たな海洋立国の実現」や「海洋と人類の共生」という表現が盛り込まれているね。基本理念としては「開発・利用と環境保全との調和」「海洋の安全確保」「科学的知見の充実」「海洋産業の健全発展」「海洋の総合的管理」「国際的協調」が掲げられている。もう少し平たく言うと、海を「知り、守り、利用する」ための施策を府省や中央・地方の壁を越えて推進し、EEZ（排他的経済水域）の活用と権益確保、食料・資源・エネルギーの自給率の向上などを目指すということになるかな。

S：この理念に基づいて12の基本的施策が定められているわけですね。ところで国の仕組みはどう変わったのでしょうか？

T：これまで、海洋に関わる政策は8つの省庁が分担してやってきたんだ。海洋基本法によって、海洋政策を専門的に担う「海洋担当大臣」が設置され「総合海洋政策本部」が内閣に新設された。これにより、各省庁を横断する案件での調整を一元化し、国として海を計画的に管理していくことになったんだ。また、基本法に基づいてこの3月には、より具体的な施策に関する「海洋基本計画」が閣議決定された。これは、情勢の変化に応じて5年毎に見直しが行われることになっている。

S：ところで総合海洋政策本部長は内閣総理大臣ですよ。

T：強いリーダーシップを期待してのことだね。総合海洋政策本部や海洋担当大臣が新設されると

補 海洋基本法（一部抜粋）

第一条（目的）この法律は、地球の広範な部分を占める海洋が人類をはじめとする生物の生命を維持する上で不可欠な要素であるとともに、海に囲まれた我が国において、海洋法に関する国際連合条約その他の国際約束に基づき、並びに海洋の持続可能な開発及び利用を実現するための国際的な取組の中で、我が国が国際的協調の下に、海洋の平和的かつ積極的な開発及び利用と海洋環境の保全との調和を図る新たな海洋立国を実現することが重要であることにかんがみ、海洋に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、並びに海洋に関する基本的な計画の策定その他海洋に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、総合海洋政策本部を設置することにより、海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上を図るとともに、海洋と人類の共生に貢献することを目的とする。

第二十五条（沿岸域の総合的管理）国は、沿岸の海域の諸問題がその陸域の諸活動等に起因し、沿岸の海域について施策を講ずることのみでは、沿岸の海域の資源、自然環境等がもたらす恵沢を将来にわたり享受できるようにすることが困難であることにかんがみ、自然的社会的条件からみて一体的に施策が講ぜられることが相当と認められる沿岸の海域及び陸域について、その諸活動に対する規制その他の措置が総合的に講ぜられることにより適切に管理されるよう必要な措置を講ずるものとする。（以下略）

はいえ、実際に施策を実行するのはやはり各省庁であることがほとんどだろうから、基本法の理念にかなったスムーズな対応を期待しよう。

海洋利用の可能性▶

S：日本近海は良い漁場に恵まれているのですよね。またEEZの海底には鉱物資源が大量にあると聞いたことがあります。

T：水産資源や海底資源をどのように利用していくかは日本にとって非常に重要な問題だね。例えば金属資源は、急速に経済成長しているBRICs（ブラジル（Brazil）、ロシア（Russia）、インド（India）、中国（China））をはじめとして消費が

急激に伸びているため、現在世界的に不足している。そのため国際的な資源獲得競争が激しさを増しているんだ。日本も将来にわたって安定的に鉱物資源を利用できる環境を急いで整備しなければならない。

S：でも開発利用というと環境が破壊されるのが心配です。

T：確かに利用や権益が重視されると環境への配慮がおろそかになることを心配している人もいる。でも、基本法の理念にも「開発・利用と環境保全との調和」がうたわれているように、海洋資源の開発においても環境の保全は大前提だよ。環境保全と経済開発を両立するための研究はますます重要になるね。

身近な海はどう変わる

S：ところで、身近な海に対する政策はどう変わるのでしょうか？

T：我々にとって最も身近な海、沿岸域は後世に引き継ぐべき貴重な財産だから、「持続可能な利用」を基本原則とすべきだね。そのためには、多岐にわたる個別法が役割を果たすことは当然として、沿岸域の総合的な管理が個別法の枠を超えて実践されることが肝要だ。そのために海洋基本法が果たすべき役割は大きいと考えられる。海洋基本法の6つの理念の一つとして「海洋の総合的管理」が、さらに12の基本的施策の柱の一つとして、第二十五条に「沿岸域の総合的管理」が単独の条文として掲げられたことは、非常に意義深いと思うよ（補参照）。

S：でも沿岸域の「総合的管理」って何ですか？

T：ひとつには行政の観点から、省庁の枠組みを超えた取り組みという意味合いがある。また、沿岸域の持続可能な利用と健全な生態系の維持・強化が管理の目標と考えられるけど、その達成に向けた取り組みの際に、水、土砂、栄養塩、有機物などの物質循環の健全性の維持を前提として、「砂浜、干潟、藻場などの環境基盤の保全・再生」と「多面的な利用の促進」を、科学的・合理的な根拠のもとに調整していくこと、と捉えることもできる。

S：海洋基本法に基づいてこの3月に閣議決定された「海洋基本計画」には、「里海」という言葉も使われていますね。

T：管理の概念や必要性についてはこれまでに様々な場で議論されてきたことがそれなりに反映されている。一方で、例えば資源開発に関する記述と比べると、沿岸域管理に関しては具体的な施策についてはほとんど書かれていないといってもよい。一例として、基本法では「地方公共団体は、その管理すべき区域において、施策の策定及び実施の責務を有する」とされているけど、その遂行にあたっての区域（海域）がどこまでかについて

は何も決められていない。他にも、沿岸域の新たな形態の利用を考えた場合の手続きや、海洋保護区の考え方についてもよりつつこんだ議論が必要と考えられるね。今進められている自然再生事業についても、より多面的な評価をすることによって新たな展開の可能性もあると思うよ。

S：これからが正念場ってことですね。

多部田 茂（東京大学大学院新領域創成科学研究科）

教員募集

東北工業大学環境情報工学科 教授公募

募集人員：教授 1 名

専門分野および講義科目（予定）：

エネルギー工学系科目（省エネ、空調設備など）、環境マネジメント系科目（ビルマネジメント、空調マネジメントなど）、環境工学実験（物理系）など。

応募資格：①博士の学位を有する者または採用までに博士の学位を取得見込みの者。また大学院での学生指導に当たれる者、②教育と研究に情熱を持ち、学生指導に熱意をもってあたれる者。また、学科運営にも積極的に携われる者、③地域での環境保全、地球環境保全に熱意のある者、④技術士または PE の資格を有することが望ましい。⑤年齢は 50 歳台前半が望ましい。

応募書類：①履歴書、②教育研究業績書、③著書、

論文などの別刷（主要なもの 5 編程度）、④研究など業績概要、⑤着任後の抱負（教育、研究、学生指導、学科運営に対して。A4 判、2000 字程度）、⑥所属長の推薦書またはこれに準ずるもの。

応募締切：2008 年 8 月 20 日（水）（必着）

着任予定日：2009 年 4 月 1 日

学科HP：<http://www.tohtech.ac.jp/~envis/kk/>

書類提出先：

〒982-8577 仙台市太白区八木山香澄町 35-1
東北工業大学環境情報工学科宛

問合せ先：東北工業大学環境情報工学科

学科長 江成敬次郎

TEL 022-305-3939 ・ FAX 022-305-3938

E-mail : enari@tohtech.ac.jp